

議案第25号

大阪市建築物の環境配慮に関する条例等の一部を改正する条例案

(大阪市建築物の環境配慮に関する条例の一部改正)

第1条 大阪市建築物の環境配慮に関する条例（平成24年大阪市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 住宅部分 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する住宅部分をいう。</p> <p>[(4)～(10) 略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) 住宅部分 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する住宅部分をいう。</p> <p>[(4)～(10) 同左]</p>
<p>(特定建築主の環境配慮義務)</p> <p>第6条の2 特定環境配慮建築物（建築物省エネ法第18条第1号に掲げる建築物を除く。以下この条において同じ。）に係る非住宅部分の新築等（住宅部分の新築等と併せてする非住宅部分の新築等を除く。）をしようとする者は、当該非住宅部分の床面積（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令</u>（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積に限る。以下この</p>	<p>(特定建築主の環境配慮義務)</p> <p>第6条の2 特定環境配慮建築物（建築物省エネ法第18条第1号に掲げる建築物を除く。以下この条において同じ。）に係る非住宅部分の新築等（住宅部分の新築等と併せてする非住宅部分の新築等を除く。）をしようとする者は、当該非住宅部分の床面積（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令</u>（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積に限る。以下この</p>

<p>の条において同じ。)の合計が2,000平方メートル以上である場合には、当該非住宅部分を次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める基準に適合させなければならない。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>[2～6 略]</p>	<p>条において同じ。)の合計が2,000平方メートル以上である場合には、当該非住宅部分を次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める基準に適合させなければならない。</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>[2～6 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

(大阪市建築物の環境配慮に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大阪市建築物の環境配慮に関する条例の一部を改正する条例(平成29年大阪市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 前項に規定する新築等については、第1条の規定による改正前の条例第6条の2第1項の規定は、なお効力を有する。この場合において、同項中「特定建築物で住宅以外」とあるのは「特定環境配慮建築物(大阪市建築物の環境配慮に関する条例の一部を改正する条例(平成29年大阪市条例第17号)第1条の規定による改正後の大阪市建築物の環境配慮に関する条例第2条第5号に規定する特定環境配慮建築物をいう。以下同じ。)で住宅以外」と、「特定建築物で住宅の」とあるのは「特定環境配慮建築物で住宅の」と、「について、」とあるのは「<u>について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>(平成27年法律第53</p>	<p>附 則</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>3 前項に規定する新築等については、第1条の規定による改正前の条例第6条の2第1項の規定は、なお効力を有する。この場合において、同項中「特定建築物で住宅以外」とあるのは「特定環境配慮建築物(大阪市建築物の環境配慮に関する条例の一部を改正する条例(平成29年大阪市条例第17号)第1条の規定による改正後の大阪市建築物の環境配慮に関する条例第2条第5号に規定する特定環境配慮建築物をいう。以下同じ。)で住宅以外」と、「特定建築物で住宅の」とあるのは「特定環境配慮建築物で住宅の」と、「について、」とあるのは「<u>について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>(平成27年法律第53号。</p>

<p>号。以下「建築物省エネ法」という。) 附則第6条の規定による改正前の」と、「事項」とあるのは「事項(当該特定環境配慮建築物が建築物省エネ法第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準(建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。)に適合させなければならない特定環境配慮建築物である場合には、当該特定環境配慮建築物のうち住宅の用途に供する部分にあつては省エネルギー法第73条第1項に規定する判断の基準となるべき事項とし、当該特定環境配慮建築物のうち住宅以外の用途に供する部分にあつては同項に規定する判断の基準となるべき事項のうち建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に係る事項とする。)」とする。</p> <p>[4～6 略]</p>	<p>以下「建築物省エネ法」という。) 附則第6条の規定による改正前の」と、「事項」とあるのは「事項(当該特定環境配慮建築物が建築物省エネ法第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準(建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。)に適合させなければならない特定環境配慮建築物のうち住宅の用途に供する部分にあつては省エネルギー法第73条第1項に規定する判断の基準となるべき事項とし、当該特定環境配慮建築物のうち住宅以外の用途に供する部分にあつては同項に規定する判断の基準となるべき事項のうち建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に係る事項とする。)」とする。</p> <p>[4～6 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月9日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。